歯っぴー通信

歯・口のほけんだより
令和6年度 第5号2月

歯・口の健康推進事業研究発表会を開催しました

黒浜小学校では令和５・６年度の２年間にわたり日本学校歯科医会・蓮田市教育委員会の委嘱を受け、「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業」に関する研究を進めて参りましたが、去る１月２９日に研究発表会を開催し、県歯科医師会や市内東部管内の先生方へ授業公開と本校の取組を紹介し、ご指導・ご助言を賜りました。

また、学校 HP に本校の取組「推進校なう」を掲載していますのでぜひご覧ください。

１年生は、もうすぐ入学してくる新１年生と安全で楽しく遊ぶ方法を考えたり表現したりすることができました。養護教諭から、校内で多いけがやけがが起きた時の対処の仕方を教わりました。

安全教育や食育教育、健康教育など『歯･口の健康づくり』に関する学びが健康な心身をつくります。6年生は、生涯にわたって健康な歯を保つことの大切さを知り、CM 制作をして生活習慣を振り返り、自分に合った具体的な目標を考えることができました。

黒浜小学校は、学校歯科保健コンクールにて表彰されました

黒浜小学校は、埼玉県学校歯科保健コンクール、また埼葛北部地区審査会においても優秀校に選ばれ、表彰状をいただきました。皆様のご協力ありがとうございました。**黒浜小学校が埼玉県で優秀校に選ばれるのは初めてです。**（昨年までは優良校でした。）とても喜ばしいことですね。

この賞は、学校歯科保健において、埼玉県のすべての小･中学校が対象となり、学校歯科保健の取組と口腔内の健康状態、歯科治療率、健全な永久歯の割合等の結果から審査を行い受賞となります。学校歯科医の鈴木正臣先生のご指導にお礼申し上げるとともに、日頃のご家庭でのご協力にも感謝申し上げます。いつもご家庭において歯みがきのお声がけや仕上げみがきのご協力、歯ブラシ･コップの洗浄や交換、歯の治療･定期健診の受診等、ご協力をいただきありがとうございます。今後も子供達の健康な歯を維持していけるよう、学校でも引き続き歯と口の健康づくりを推進していきたいと思います。今後もどうぞよろしくお願いします。

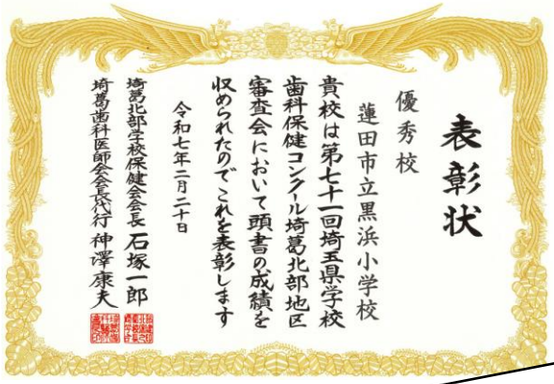

表彰状

優秀校

蓮田市立黒浜小学校

貴校は第七十一回埼玉県学校歯科保健コンクール埼葛北部地区審査会において頭書の成績を収められましたのでこれを表彰します

令和七年二月二十日

埼葛北部学校保健会会長 石坂一郎

埼葛歯科医師会会長代行 神澤康夫

表彰状

優秀校

蓮田市立黒浜小学校

貴校は第七十一回埼玉県学校歯科保健コンクールにおいて頭書の成績を収められましたのでこれを表彰します

令和七年一月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

さいたま市教育委員会教育長 竹居秀子

埼玉県歯科医師会会長 大島修一

埼玉県学校保健会会長 金井忠男

いただいた賞状と盾は校長室にかざってあります。

令和６年度埼玉県歯・口の健康に関するポスター及び標語コンクール

ポスターの部：入賞　５年　野口結愛さん

6月の歯っぴー通信で紹介した野口さんのポスターが入賞し賞状が届きました。おめでとうございます。

いつもご協力ありがとうございます。

むし歯の治療が終わっていない人は、春休み中には治療が終わるように、早めに病院へ行きましょう。

日本学校歯科医師会発行「お口の健康が子供たちにできること」より抜粋して載せました。

歯と口からはじめる健康教育

現代社会では、生活習慣病・感染症を問わず疾病の多くが日常の生活行動と密接に関連しており、そのリスクを低減して健康を増進する上で健康教育が鍵となることが明らかにされています。**健康教育と健康管理の両輪からなる学校保健の重要性が増す中で、歯科保健での活動が健康教育に有効であると、注目されています。**

なぜ歯科保健の活動が健康教育に有効なの？

実際に目に見えるところなので**目標設定がしやすい**

あらゆる年代に関わることができる教材
親子・家庭で取り組むこともできる

子供たちへの「健康教育」どうしたらいいのだろう

頑張った成果を児童・生徒自身が**体感できる**
成功体験ができる

口の中から健康に関する**意識が変わる**
- 日々の実践
- 日々の生活習慣
- 保護者の意識
- 保護者の教育力

問題発見・解決型学習を主体とした**健康教育の教材**として優れている

児童・生徒が**自分で自分を管理する能力を育てる**ことができる

健康に関する教育にとって重要な役割を果たすことができる

学齢期は他律的な健康づくり → **自律的な健康づくり**に移行する重要な時期でもあります。

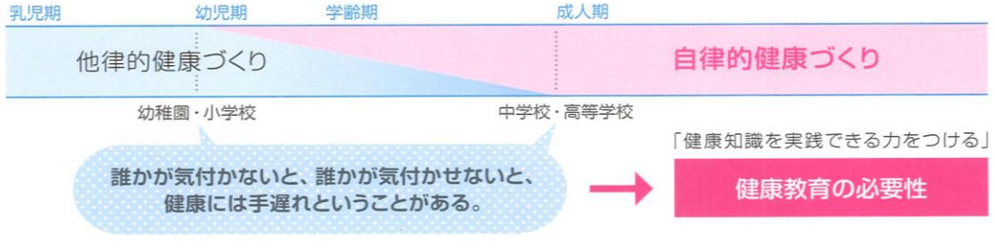

学校歯科保健は、歯・口腔を通じ「心身とも健康な国民の育成を期する」活動です。

歯・口の健康づくりは健康教育の題材として優れているとともに、人間性の陶冶にも優れており、児童・生徒の**「生きる力」の育成**に重要な活動なのです。また生活習慣の状況を反映することから、学校歯科医による健康診断に基づいて、学校保健計画の立案や的確な事後措置などを実施することが学校保健安全法に示されています。学校歯科医は**学校の非常勤講師**として、歯科の専門的知識を生かし教育者の立場から活動を行うことが求められています。

学校における感染症対策について

詳細はHPをご覧ください。

学校においては、学校伝染病の感染予防が必要であり、感染が判明した場合は出席停止の措置が取られています。**手洗い、うがい、マスクの着用、口腔内を清潔に保つことなどは感染対策として効果がある**とされています。また、新型コロナ感染症の流行を受け、健康診断時の感染症対策においても、感染拡大リスクが高まる**「3つの密」（密閉・密集・密接）**を避けることが求められています。

感染経路	感染の仕方	主な感染症
飛沫感染	感染している人の咳やくしゃみの際に放出される小さな水滴（5μm以上）を吸い込むことで感染します。	COVID-19、インフルエンザ、風疹、流行性耳下腺炎
空気感染（飛沫核感染）	感染している人の咳やくしゃみ、会話したときに飛散した病原体（5μm以下）が空中に浮遊し、空気の流れによって拡散し、同じ空間にいた人が吸い込んで感染します。	麻疹、水痘、結核
接触感染 直接感染：握手やキス等 間接感染：ドアノブ、手すり、遊具等	感染している人や物に触れることで感染します。病原体が付着した手で、口、鼻、目を触ることで病原体が体内に侵入して感染が成立します。	COVID-19、咽頭結膜熱
経口感染（糞口感染）	汚染された食物や手を介して口に入ったものなどから感染します。便中に排泄された病原体が、便器やトイレのドアノブを触った手を通して経口感染します。	ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症

日本学校保健会ポータルサイトより引用（一部改変）

基本的な感染症対策の実施

■ 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、**外からウイルスを持ち込まないことが重要です。**

特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

■ 感染経路を断つこと

飛沫感染、接触感染を断つことが大事です。

手洗いの6つのタイミング

1. 外から教室に入るとき
2. 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
3. 給食（昼食）の前後
4. 掃除の後
5. トイレの後
6. 共有のものを触ったとき

■ 身体全体の抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

基本的な感染症対策を踏まえた **エチケット歯みがき**

唾や泡の飛び散りに気をつけてみがきましょう

給食後の歯みがきスタイルの動画は、こちらのQRコードから見ることができます。

- 口を閉じてみがく
- 前歯の裏側をみがくときは口を手で覆う
- 歯みがき中は私語を止める
- うがいは少ない水で１～2回
- 吐き出すときは低い姿勢でゆっくりと
- 洗口場は混まないように
- 歯ブラシは流水下で洗い、水を切って乾燥、保存

令和4年4月現在、学校での歯みがきによるCOVID-19のクラスター発生は報告されていません。
地域の流行状況と感染対策を考慮した上で学校における歯みがきの実施が推奨されます。